

双葉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する

令和8年6月10日

双葉町長 伊澤史朗

双葉町条例第16号

双葉町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

双葉町国民健康保険税条例（昭和33年双葉町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の10.60」を「100分の9.10」に改める。

第5条中「35,200円」を「30,000円」に改める。

第5条の2第1号中「25,500円」を「22,300円」に改め、同条第2号中「12,750円」を「11,150円」に改め、同条第3号中「19,125円」を「16,725円」に改める。

第6条中「100分の3.20」を「100分の3.45」に改める。

第7条の2中「11,200円」を「11,600円」に改める。

第7条の3第1号中「8,200円」を「9,200円」に改め、同条第2号中「4,100円」を「4,600円」に改め、同条第3号中「6,150円」を「6,900円」に改める。

第8条中「100分の3.20」を「100分の3.45」に改める。

第9条の2中「10,500円」を「11,300円」に改める。

第9条の3中「5,500円」を「5,800円」に改める。

第9条の4中「100分の0.30」を「100分の0.38」に改める。

第9条の5中「1, 317円」を「1, 100円」に改める。

第9条の6中「91円」を「100円」に改める。

第9条の7第1号中「860円」を「1, 000円」に改め、同条第2号中「430円」を「500円」に改め、同条第3号中「645円」を「750円」に改める。

第23条第1項第1号イ中「24, 640円」を「21, 000円」に改め、同号ロ①中「17, 850円」を「15, 610円」に改め、同号ロ②中「8, 925円」を「7, 805円」に改め、同号ロ③中「13, 388円」を「11, 708円」に改め、同号ハ中「7, 840円」を「8, 120円」に改め、同号ニ①中「5, 740円」を「6, 440円」に改め、同号ニ②中「2, 870円」を「3, 220円」に改め、同号ニ③中「4, 305円」を「4, 830円」に改め、同号ホ中「7, 350円」を「7, 910円」に改め、同号ヘ中「3, 850円」を「4, 060円」に改め、同号ト中「921円」を「770円」に改め、同号チ中「63円」を「70円」に改め、同号リ①中「602円」を「700円」に改め、同号リ②中「301円」を「350円」に改め、同号リ③中「451円」を「525円」に改め、同項第2号イ中「17, 600円」を「15, 000円」に改め、同号ロ①中「12, 750円」を「11, 150円」に改め、同号ロ②中「6, 375円」を「5, 575円」に改め、同号ロ③中「9, 563円」を「8, 363円」に改め、同号ハ中「5, 600円」を「5, 800円」に改め、同号ニ①中「4, 100円」を「4, 600円」に改め、同号ニ②中「2, 050円」を「2, 300円」に改め、同号ニ③中「3, 075円」を「3, 450円」に改め、同号ホ中「5, 250円」を「5, 650円」に改め、同号ヘ中「2, 750円」を「2, 900円」に改め、同号ト中「658円」を「550円」に改め、同号チ中「45円」を「50円」に改め、同号リ①中「430円」を「500円」に改め、同号リ②中「215円」を「250円」に改め、同号リ③中「322円」を「375円」に改め、同項第3号イ中「7, 040円」を「6, 000円」に改め、同号ロ①中「5, 100円」を「4, 460円」に改

め、同号ロ②中「2, 550円」を「2, 230円」に改め、同号ロ③中「3, 825円」を「3, 345円」に改め、同号ハ中「2, 240円」を「2, 320円」に改め、同号ニ①中「1, 640円」を「1, 840円」に改め、同号ニ②中「820円」を「920円」に改め、同号ニ③中「1, 230円」を「1, 380円」に改め、同号ホ中「2, 100円」を「2, 260円」に改め、同号ヘ中「1, 100円」を「1, 160円」に改め、同号ト中「263円」を「220円」に改め、同号チ中「18円」を「20円」に改め、同号リ①中「172円」を「200円」に改め、同号リ②中「86円」を「100円」に改め、同号リ③中「129円」を「150円」に改め、同条第2項第1号イ中「5, 280円」を「4, 500円」に改め、同号ロ中「8, 800円」を「7, 500円」に改め、同号ハ中「14, 080円」を「12, 000円」に改め、同号ニ中「17, 600円」を「15, 000円」に改め、同項第2号イ中「1, 680円」を「1, 740円」に改め、同号ロ中「2, 800円」を「2, 900円」に改め、同号ハ中「4, 480円」を「4, 640円」に改め、同号ニ中「5, 600円」を「5, 800円」に改め、同項第3号イ中「197円」を「165円」に改め、同号ロ中「329円」を「275円」に改め、同号ハ中「526円」を「440円」に改め、同号ニ中「658円」を「550円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の双葉町国民健康保険税条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の双葉町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。